

# 岩手県の水産資源を守るため 岩手県漁業取締船の船舶職員として働きませんか。

## 1 職務内容

岩手県漁業取締事務所に勤務し、漁業取締船（船籍港：釜石市）において、航海士の職務及び漁業関係法令違反の防止、取締り及び捜査に関する業務に従事します。

## 2 漁業取締船「はやちね」、「岩鷲」の紹介

### (1) はやちね



竣工	: 平成26年10月
船室	: 軽合金
総トン数	: 64トン
馬力数	: 1,763kw×2
推進装置	: ウォータージェット推進器×2
速力	: 最大47ノット

### (2) 岩鷲



竣工	: 令和3年1月
船質	: 軽合金
総トン数	: 66トン
馬力数	: 1,763kw×2
推進装置	: ウォータージェット推進器×2
速力	: 最大48ノット

## 都道府県の取締船では最速クラス

赤外線カメラ監視装置、キセノン探照灯、多機能レーダ等を装備しています。

## 3 漁業取締の内容

岩手県沿岸域では、あわび、うに、なまこ漁業、沖合域では、かご、固定式刺し網、沖合底曳き網、かじき等流し網漁業等の様々な漁業が営まれており、漁業種類ごとに操業禁止期間、採捕禁止個体、操業禁止区域、禁止漁具・漁法の規制が定められています（次頁5 漁業取締対象のとおり）。

私たちは、漁業調整と水産資源の適切な保存のため漁業取締船のほか、沿岸域では陸上からの取締・指導を行っています。

## 4 お問い合わせは下記にお願いします。

- ・岩手県農林水産部水産振興課（担当：太田）  
TEL019-625-5805 e-mail kat-ota@pref.iwate.jp
- ・岩手県漁業取締事務所（担当：佐々木）  
TEL0193-25-2707 e-mail hiroyuki-sasaki1@pref.iwate.jp

5 漁業取締対象（漁業取締対象となる主な漁業規制）

漁業等の名称	区分	操業禁止期間等	採捕禁止個体	操業禁止区域	禁止漁具・漁法
あわび	漁業権 知事許可	<採捕禁止期間> 3/1～10/31（法第132条第1項、規則39条第1項）	殻長9cm以下（法第132条第1項、規則39条第1項）	—	あわびやす（別名やすちがね） （規則第36条第1項第1号）
うに	漁業権	—	きたむらさきうに殻径5cm以下、えぞばふんうに殻径4cm以下（規則39条第1項）	—	—
なまこ	漁業権 知事許可	<採捕禁止期間> 4/1～7/31（法第132条第1項、規則39条第1項）	—	—	—
船びき網漁業（あみ船びき網漁業）	知事許可	<操業可能期間> 2/1～5/31（許可の制限措置）	さけ、ます、いか、いかなご、しらうお、しろうお、さより（許可の条件）	規則第40条に規定する区域内（漁協の同意を得た海域を除く。）（許可の条件）	—
かご漁業（第1種共同漁業の漁場外で操業するもの）	知事許可	—	雌のけがこ、甲長8cm以下の雄のけがこ（4/1～11/30は全てのけがこ）（許可の条件）	・第2種共同漁業の免許区域内（漁協の同意を得た海域を除く。）及び概ね5海里以遠の沖合底びき網漁業の主要漁場の海域（許可の条件）	—
固定式刺し網漁業	知事許可	—	さけ、ます、雌のけがこ、甲長8cm以下の雄のけがこ（4/1～11/30は全てのけがこ）（許可の条件）	・第2種共同漁業の免許区域内 ・水深400m以浅の海域（めめけ） ・沖合底びき網漁業の禁止区域以外の海域（けがこ） （いずれも許可の条件）	・網目の大きさと鉛直方向における網目の数を掛けた長さが5mを超える刺し網（10/1～12/15） ・沈子網を海底につけないでの敷設 ・長さ（仕立て上がりの状態における浮子網の長さ）の合計が1,800mを超える刺し網の船内への積込。 （以上、いずれも許可の条件） ・複合式底刺し網（漁業権を除く） （規則第36条第1項第2号）
いか釣り漁業	知事許可	<操業可能期間> 県内船6/1～3/31、 県外船6/1～1/31（許可の制限措置）	—	—	集魚灯の制限：180KW以下（許可の条件）
いるか突棒漁業	知事許可	<操業可能期間> 11/1～4/30（許可の制限措置）	・乳飲み稚いるか又は稚いるかを伴う雌いるか及びいしいるか（りくぜん型いしいるかを含む。）を除く鯨類（許可の条件）	—	—
沖合底びき網漁業	大臣許可	<操業禁止期間> 7/1～8/31（省令第23条）	—	概ね5海里以内の海域（省令第23条）	網口開口板の使用（気仙沼市御埼突端正東線以北）（省令第23条）
大中型まき網漁業	大臣許可	—	さけ、ます（省令第23条）	概ね3～1海里以内の海域及び湾内（※魚種によって異なる）（省令第23条）	集魚灯の使用（省令第23条）
かじき等流し網漁業	大臣許可（※本県沖では総トン数10トン以上の船舶により東経142度59分47秒以東の海域で操業する場合が対象）	—	さけ、ます、鯨類、うみがめ類、くるとがりざめ又はよごれ（省令第23条、第91条、第93条、第94条）	概ね10海里以内の海域（省令第23条、第83条）	・網目の長さが15cm以下のもの、2枚以上の網地を重ね合わせた網及び船舶に積み込む網の長さ30km以内（省令第54条）
	知事許可（※大臣許可以外。本県では許可の制限措置により総トン数10トン未満のみが対象）	<操業可能期間> 5/1～8/31（許可の制限措置）	さけ、ます、ひげ鯨、齒鯨又はうみがめ類、くるとがりざめ又はよごれ（規則第33条第1項、許可の条件）	東経142度59分47秒以西の海域（許可の条件）	網目の長さが15cm以下のもの及び2枚以上の網地を重ね合わせた網（許可の条件）

※（規則）は「岩手県漁業調整規則」、（法）は「漁業法」、（省令）は「漁業の許可及び取締等に関する省令」。

# 岩手県水産技術センター 漁業指導調査船の船舶職員として働きませんか。

## 1 職務内容

岩手県水産技術センターに勤務し、漁業指導調査船（船籍港：釜石市）において、航海士の職務に従事します。

## 2 漁業指導調査船「岩手丸」、「北上丸」での職務内容

### (1) 岩手丸



総トン数	154 トン
速力（航海）	11.5 ノット
最大搭載人員	17 名（常時 11 名）

### (2) 北上丸



総トン数	38 トン
速力（航海）	12.0 ノット
最大搭載人員	12 名（常時 7 名）

### (3) 職務内容

航海時の当直、機器保守、海洋観測、底びき網調査、さんま棒受網調査、いか釣り調査等



操船



海洋観測（CTD・STD）



さんま棒受網操業試験



いか釣り操業試験



かご試験操業



ある日の昼食

## 3 お問い合わせは下記にお願いします。

- ・岩手県農林水産部水産振興課（担当：太田）  
TEL019-625-5805 e-mail kat-ota@pref.iwate.jp
- ・岩手県水産技術センター漁業資源部（担当：小川）  
TEL0193-26-7915 e-mail g-ogawa@pref.iwate.jp